

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和5年3月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200416号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200093号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月1日から平成30年4月1日まで  
請求期間においてA社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳、請求者から提出された請求期間の一部に係る給与支払明細書等により、請求者が同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、A社から提出された契約書により、請求者は同社のB職として、同社が企画又は受注した仕事に出演した場合に、同社から出演料の支払を受ける旨の契約を締結していることが確認できる上、同社は、請求者は社員ではなかったが、請求者と話し合い、B職としての仕事がない時に同社で働くことにしたため、常時使用される者ではなく、1日の労働時間、1か月の労働日数等は定められておらず、社員としての雇用契約も締結していなかったため、請求者の出勤簿、労働者名簿等の資料は作成していない旨回答及び陳述していることから、請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたか確認することができない。

また、A社は、請求者を厚生年金保険に加入させる届出を行っておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答しているところ、前述の賃金台帳及び給与支払明細書により、請求者の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成26年4月1日であり、請求期間のうち平成24年7月から平成26年3月までは適用事業所としての記録はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。